

令和7年7月1日から選定療養費が変わります。

紹介状なしで受診する場合の定額負担 に関する重要なお知らせ

【選定療養費とは】

初期の治療は地域の診療所等で行い、さらに高度な専門医療が必要なら、他の病院を紹介の上、受診していただきます。『200床以上の病院を受診するときに、紹介状なしで、病院を直接受診すれば、選定療養費を保険診療費とは別に請求することができる』として、診療所と病院の機能分担を推進する目的で法に規定されたものです。

※当院は200床以上の病院となっております。

【選定療養費の対象者】

下記のいずれかに該当し、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない方。

- ① 当院を初めて受診する場合。
- ② 受診歴があるが、既に治療期間が終了（治癒）した後に再度来院された場合。
- ③ 前回患者様が任意で診療を中止し、改めて受診される場合。

【選定療養費の非対象者】

- ① 救急車両にて搬送された場合
- ② 特定の疾病または障害により、各種公費負担の受給をされている場合
- ③ 特定健診、がん検診等の結果により、精密検査の指示があった場合
- ④ 重度心身障害者医療費助成制度の受給証を提示した場合
- ⑤ 労働災害、公務災害、自費診療で受診する場合

初診時



紹介状をお持ちでない初診の患者さんから、ご負担いただく金額が変わります。

令和7年6月30日まで

初診時1,600円(税込)



令和7年7月1日から

初診時2,200円(税込)

当院を受診される場合は、

かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。



2025年5月31日
医療法人社団協友会
吉川中央総合病院
院長